



特別養護老人ホーム あての木園

お問い合わせ・見学のご希望の方は
〒929-2378

石川県輪島市三井町小泉上野2番地

☎ (0768)26-1661

☎ (0768)26-1751

運営主体：社会福祉法人輪島市福祉会 【理念】「尊厳」「共生」「向上」

● 私たちの基本理念

私たちは、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会と共に自立した生活を営むことができるように支援します。

私たちは、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ります。

● 私たちの基本方針

1. 超高齢化が進むなか、高齢者を取り巻く環境の変化、介護保険制度を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、当法人の役職員が社会福祉法人の使命や自ら果たすべき役割を再認識し、介護者としての本旨にたちかえり高齢者福祉の進展に寄与します。
2. 地域の方々への社会福祉支援を目的に、誠心誠意のサービスに努めます。
3. 個人の尊厳を保持しつつ、介護サービスが「いつでも・どこでも・だれでも」利用できるよう努めます。
4. すべての役職員は、倫理・理念を遵守し、専門性を高め、地域の一員として社会福祉の充実を目指します。

能登のために

【施設の概要】



■開設年月日：昭和 61 年 4 月 1 日

■定員：100 人

■居室の種類及び室数

1 人部屋【 6 室】

2 人部屋【 9 室】

4 人部屋【19 室】

■設備の種類

食堂、談話コーナー、喫茶コーナー、機能回復訓練室、特別浴室（臥床式浴槽・座位式浴槽）、個浴室（檜風呂・個浴槽）、医務室・看護室、サービスステーション、静養室、相談室

【苦情受付】責任者：施設長：苦情やご相談は専用窓口で受け付けします

【入居について】（石川県指定介護老人福祉施設入居指針に基づき円滑に入居できるように取り組んでおります）

■入居対象者の選定

①要介護 3 から要介護 5 の方

②要介護 1 又は 2 の特例的な施設への入居（以下「特例入居」という。）が認められる方

■特例入居の要件の判定について

・認知症である方であって、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられる方

・知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる方

・家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な方

・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の提供が不十分である場合

■入居の申込み

- ①入居申込書、介護保険被保険者証の写し、直近 3 ヶ月分のサービス提供利用票又はサービス提供票別表の各写し並びに介護支援専門員意見書を添付して申し込んで下さい
- ②申込の有効期間は、要介護認定の有効期間の満了日までの期間です

■入居検討委員会

- ①入居決定に係る事務を処理するために、入居検討委員会を設置しております
- ②委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、栄養士、第三者委員で構成しております
- ③原則として毎月 1 回開催しております

■入居申込者の評価基準

(入居申込書の項目について、それぞれ点数化し、合計点数の高い順に優先順位を決定します)

- ①要介護度による評価
- ②介護者の状況による評価
- ③居宅サービスの利用状況による評価
- ④認知症・知的障害・精神障害等の状況による評価

■特別な事由による入所

以下の場合、入居検討委員会の審議によらず施設の判断で入居を決定できることとしています

- ①災害や事件・事故等により検討委員会を招集する余裕がないとき
- ②老人福祉法に定める措置委託による場合
- ③介護者の緊急入院等の事情により、緊急の入居の必要性が生じた場合

【個人情報の保護に関する方針】

利用者に安心の在宅生活をお送りいただけるよう日々努力を重ねております。「個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要と考えております。当法人では、情報公開・開示規程及び個人情報保護規程を定め確実な履行に努めます。

【個人情報保護の利用目的】

当施設・事業所では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人又はご家族の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 当施設・事業所内部での利用目的
 - ① 当施設・事業所が利用者等に提供する介護サービス
 - ② 介護保険事務
 - ③ 介護サービスに利用にかかる当施設・事業所の管理運営事務のうち次のもの
 - 事故等の報告 ●当該利用者の介護・医療サービスの向上
 - 入退居等の管理 ●利用・中止等の管理 ●会計、経理
2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的
 - ① 当施設・事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 利用者に居宅・施設サービスを提供する他の居宅サービス事業所・施設や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答 ●利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合 ●家族等への心身の状況説明
 - ② 介護保険事務のうち
 - 審査払い機関へのレセプトの提出 ●審査払い機関又は保険者からの照会への回答
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 当施設・事業所内部での利用に係る利用目的
 - ① 当施設・事業所の管理運営事務のうち次のもの
 - 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料 ●当施設・事業所において行われる学生等の実習の協力
 - 当施設・事業所において行われる事例研究
2. 他の事業所等への情報提供に係る利用目的
 - ① 当施設・事業所の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

■介護福祉施設サービス費 ※介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます

要介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	5,890円/日	6,590円/日	7,320円/日	8,020円/日	8,710円/日

■加算 ※介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます

区 分		利用料金			
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合		×97%			
入所者の数が入所定員を超える場合又は介護・看護職員又は介護支援専門の員数が基準を満たさない場合		×70%			
身体拘束廃止未実施減算		10%を減算			
安全管理体制未実施減額		50円/日減額			
高齢者虐待防止措置未実施減算		1%を減算			
業務継続計画未策定減算		3%を減算			
栄養管理の基準を満たさない場合		140円/日減額			
日常生活継続支援加算		360円/日			
看護体制加算(Ⅰ)		40円/日			
看護体制加算(Ⅱ)		80円/日			
夜勤職員配置加算(Ⅲ)口		160円/日			
生活機能向上連携加算(Ⅰ)		1,000円/月			
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		2,000円/月 ※個別機能訓練加算を算定している場合は1,000円/月			
個別機能訓練加算(Ⅰ)		120円/日			
個別機能訓練加算(Ⅱ)		200円/日			
個別機能訓練加算(Ⅲ)		200円/日			
ADL 維持等加算(Ⅰ)		300円/月			
ADL 維持等加算(Ⅱ)		600円/月			
若年性認知症利用者受入加算		1,200円/日			
外泊時費用		2,460円/日※6日を限度			
外泊時在宅サービス利用費用		5,600円/日※6日を限度			
初期加算		300円/日			
退所時栄養情報連携加算		700円/月			
再入所時栄養連携加算		2,000円/回			
退所前訪問相談援助加算		4,600円/回			
退所後訪問相談援助加算		4,600円/回			
退所時相談援助加算		4,000円/回			
退所前連携加算		5,000円/回			
退所時情報提供加算		2,500円/回			
協力医療機関連携加算		500円/月※50円/月			
栄養マネジメント強化加算		110円/日			
経口移行加算		280円/日			
経口維持加算(Ⅰ)		4,000円/月			
経口維持加算(Ⅱ)		1,000円/月			
口腔衛生管理加算(Ⅰ)		900円/月			
口腔衛生管理加算(Ⅱ)		1,100円/月			
療養食加算		60円/回※1日3回を限度			
特別通院送迎加算		5,940円/月			
配置医師緊急時対応加算		時間外3,250円/回、早朝・夜間6,500円/回、深夜13,000円/回			
看取り介護加算(Ⅰ)	720円/日	1,440円/日	6,800円/日	12,800円/日	
看取り介護加算(Ⅱ)	720円/日	1,440円/日	7,800円/日	15,800円/日	
在宅復帰支援機能加算		100円/日			
在宅・入所相互利用加算		400円/日			
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		30円/日			
認知症専門ケア加算(Ⅱ)		40円/日			
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)		1,500円/月			
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)		1,200円/月			
認知症行動・心理症状緊急対応加算		2,000円/月			
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)		30円/月			
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)		130円/月			

■介護保険負担限度額認定証に記載してある負担限度額にしたがって、ご負担いただきます

